

いちき串木野市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、いちき串木野市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、良好な景観の保全、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域との良好な関係が構築されるよう適切な管理を促すとともに、資源エネルギー庁が定めた事業計画策定ガイドラインを遵守し、なおかつ設置に関する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適正な設置等が行われることを目的としています。

2 定義

このガイドライン中で使用する用語の意義は次に掲げるものとする。

- (1) 事業者：再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継あるいは分譲により、発電事業を行う者をいう。
- (2) 発電設備：再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。
- (3) 発電事業：発電設備における発電及び売電事業をいう。
- (4) 発電出力：発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。
- (5) 近隣関係者等：設置区域に隣接して居住する者（事業を営む者も含む）、発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者（事業を営む者も含む）又は、隣接（空き家、農地、山林等を含む）する土地所有者及び耕作者等をいう。

3 対象となる発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 4 項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを活用した発電設備における新設、増設、大規模な改修等を対象とする。ただし、太陽光発電設備については、発電出力が 20 キロワット以上（建築物へ設置するものを除く）のものに限る。

4 対象となる地域

このガイドラインの対象地域は市内全域とする。別表 1 を参照の上、計画地を選定する場合等には、事前に国、県又は市の担当部局と協議を行うこと。

5 発電設備の設置における配慮事項

事業者は、災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から、次のような配慮をすること。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

- ア 急傾斜地及びその周辺への設置は、災害防止の観点から極力避けること
- イ 土地の形質の変更は最小限に留めること。

ウ 敷地排水処理については、周辺に被害を与えないように対策をとること。

エ 土砂の流出を防止する対策をとること。

オ 立木を伐採する場合は、自然保護に配慮し必要最小限に留めること。

(2) 良好な景観の保全

ア 主要な眺望景観を阻害することがないように、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。

イ 河川、湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。

ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用し、風力発電設備は白又は薄い灰色を基調とするが、地域特性に応じて適宜色彩等に配慮すること。

(3) 生活環境の保全

ア 住宅地に近隣する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等を配慮した上で、必要な対策を実施することや、敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなど対策をとること。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させるなどして視距確保及びパネルからの反射対策をとること。

6 事前協議書の届出

事業者は、次の**いずれか**に該当したときは、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事前協議書（**様式第1号**）に**別表2**に掲げる資料のうち、計画概要の分かる資料を添えて速やかに市長に提出すること。

- (1) 事業計画区域がおおよそ決定したとき
- (2) 周辺住民等への説明会を開催する前
- (3) 経済産業省に事業認可申請をする前

7 事業の周知等

事業計画の周知及び説明においては、事業者が周知する範囲を市及びまちづくり協議会等に事前相談するとともに、率先して近隣関係者等への説明会の開催や、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応をすること。

周知に当たっては、次の方法等により、近隣関係者等との合意形成を図ること。

(1) 説明会の開催

事業者は、計画概要が明らかになった時点において、発電設備設置の施行内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めること。

(2) 周知内容

ア 計画内容（敷地内の施工方法、設備設置（方向、反射範囲）等、防護柵設置、標識版設置、排水計画、騒音対策、パワーコンディショナの位置等）

イ 施工時の防災計画（土砂流出防止対策、搬入路経路計画、粉塵対策、工事原因により路面損傷等を引き起こした場合の対応等）

ウ 維持管理計画（点検回数，除草回数，除草剤使用等，排水施設の土砂除去対応等）

エ 災害時の対応（異常気象時の前後の対応，地元からの要請等があった場合の対応方法）

(3) 周知実施報告書の提出

事業者は説明会等を開催したときは，周知実施報告書（様式第2号）及び周知が図られたことが分かる次の書類（参考様式）を添付して市長に提出すること。

ア まちづくり協議会長等への周知報告書（押印あり）

イ 説明会議事録（説明会を開催したときに提出）

ウ 説明会等で使用した資料等（電子データも含む）

エ 維持管理計画書

オ 連絡体制図

(4) 標識の掲示

事業者は，固定価格買取制度の「事業計画策定ガイドライン」に基づき，発電設備の概要や連絡先を記載した標識を掲示すること。

(5) 市及び近隣関係者等への対応

事業者は，発電設備の設置及び発電事業に関して，市及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申し出等があったときは，真摯に対応するとともに，必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めること。

また，発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは，誠意をもって速やかに対応すること。

8 事業計画の届出

事業者は，工事に着手する日の90日前（但し，別表1に掲げる法律等に基づく許認可を受ける必要がある場合は，その許認可申請提出日の30日前。なお複数の許認可を受ける必要がある場合は，最初に行う許認可申請書提出日の30日前。）までに，再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書（様式第3号）に別表2に掲げる資料を添えて市長に提出すること。

9 工事着手の届出

事業者は，必要な許認可・遵守事項等について，すべての協議が整った場合は，速やかに工事着手届出書（様式第4号）を市長に提出すること。

10 事業計画の変更届出

事業者は上記8により提出した計画書（様式第3号）の内容を変更するときは，再生可能エネルギー発電設備の事業計画変更届出書（様式第5号）に別表2に掲げる資料（変更があった部分に限る）を添えて市長に提出すること。

11 事業の取りやめの届出

上記8により計画書（様式第3号）の届出をした事業者が，事業を取りやめようとするときは，再生可能エネルギー発電設備の設置取りやめ届出書（様式第6

号) を市長に提出すること。

12 設置完了の届出

事業者は、設備の設置が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の設置完了届書(様式第7号)を市長に提出すること。

13 事業の開始の届出

事業者は、発電事業を開始するときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の開始届書(様式第8号)を市長に提出すること。

14 事業者変更の届出

発電事業の事業者が変更(社名変更も含む)となる場合(事業の承継、事業用地の分譲も含む)は、速やかに再生可能エネルギー発電事業の事業者の変更届出書(様式第9号)を市長に提出すること。譲渡契約日以降については、新しい事業者が事業者変更届出を行うものとする。

15 発電設備の廃止の届出

事業者は、発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書(様式第10号)を市長に提出すること。

16 関連法令等の事前確認

発電設備の設置については、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、関連する法令等を所管する担当の窓口で事前に確認し、当該法令の内容に従って事業を進めること。

なお、通常関係するものと思われる関連法令及び窓口一覧については別表1を参考とすること。

17 発電設備の適切な管理

事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行うこと。

(1) 管理看板の設置

発電設備において、火災や土砂流失等が発生した場合又は周辺に緊急事態が生じた場合など、事業者に連絡をとることができるよう、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2) 敷地内への立入防止

事業者は、固定価格買取制度の「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、塀柵等を設置するなど安全対策をとること。

(3) 発電設備敷地内の除草及び清掃

発電設備の敷地内は、農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行うこと。また、除草剤等の散布を行う場合には、事前に近隣関係者等に対して、

散布日時，使用農薬の種類，農薬使用者の連絡先を徹底して周知し，承諾を得てから実施すること。また、排水施設等への土砂堆積があった場合には，除去等行うこと。

(4) 発電設備が破損した場合の対応

自然災害，その他の事由により発電設備が破損した場合，事業者は被害を最小限に留める措置を講じ，速やかに復旧又は撤去すること。

(5) 発電設備を廃止又は撤去した場合の対応

発電設備を廃止した場合は，その跡地について，そのまま放置せず，速やかに原状復帰に努めるなど，適切な措置をとることとし，発電設備を撤去する場合は，関連法令に基づいて，適切な処理を行うこと。

(6) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故，機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう，緊急時の連絡体制を構築するとともに，緊急時対応マニュアルを作成するなどの措置を講ずること。

18 市の施策への協力

事業者は，次に掲げるとおり市の施策への協力を行うこと。

- (1) 環境学習関連の見学等に積極的に協力するとともに，地域貢献に努めること。
- (2) 市が求める場合には，設置した発電設備の発電量等の数値について報告するように努めること。

19 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは，今後の社会情勢の変化等により見直すことがある。

20 適用

本ガイドラインは，令和2年8月11日から適用する。